

## 逗子市防犯推進連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、逗子市防犯推進連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、市民、地域団体、事業者、行政機関等（以下「団体等」という。）が連携・協働して安全・安心なまちづくりを推進することにより、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる逗子市の実現を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する情報の交換及び連携の強化に関すること。
- (2) 自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりの普及及び啓発に関すること。
- (4) 犯罪の防止に配慮した環境整備の促進に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同する団体等の委員で構成する。

- 2 協議会に加入又は退会する団体等は、その旨を文書にて会長に届け出るものとする。
- 3 やむを得ない事由により会議に出席できない委員については、構成団体等に属する他の者が代理で出席し、その審議に加わることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
- 2 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 会長は、協議会を代表してその運営にあたる。
  - (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- 3 会長は、協議会において選任し、副会長は会議の同意を得て、会長が指名する。
- 4 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置き、顧問は協議会の運営に関し必要な助言を行う。

- 2 顧問は、逗子警察署長及び逗子市長とする。

(会議等)

第7条 協議会の会議は会長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した者があたる。
- 4 会議の議事は、出席委員の総意により行う。
- 5 協議会は、毎年2回開催する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(議決事項)

第8条 次の事項は、協議会の議決を経なければならない。

- (1) 活動方針（基本方針）に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。
  - (3) 規約の改廃に関すること。
  - (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。
- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成団体等以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、この協議会の事務分掌を所管する課等に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのないものについては、会長が協議会役員に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年8月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月6日から施行する。